

東京三弁護士会医療ADR申立チェックリスト

【申立書等／必須提出】

- 申立書 … 5部（※相手方が2名以上の場合は相手方の人数+4部）
- 相手方が法人の場合、相手方の履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書（原本）…
1部

※申立人が法人の場合は、申立人の履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書（原本）も1部必要です

- 個人情報（事件記録等）のお取り扱いについて … 1部
- (親権者、成年後見人等の法定代理人による申立ての場合) 法定代理権を裏付ける書類の原本（親権者であれば戸籍謄本※発行から3か月以内のもの、成年後見人であれば選任審判書または登記事項証明書など）

▶ あっせん人3名体制をご希望される場合

- あっせん人体制希望調査票

▶ 任意代理人を選任して手続に参加させる場合

> 弁護士を任意代理人に選任して手続に参加させる

- 委任状（原本1通）

※委任範囲が明確となるよう、事件及び委任事項の記載が必要です。

> 親族を任意代理人に選任して手続に参加させる

- 委任状（原本1通）

※委任範囲が明確となるよう、事件及び委任事項の記載が必要です。なお、親族を代理人として選任することが認められるかはあっせん人の判断となります。

- 戸籍または住民票（原本1通）などの本人との関係性（続柄）が分かるもの（マイナンバーの記載は不要）

> 会社の従業員を任意代理人に選任して手続に参加させる

- 委任状（原本1通）

※委任範囲が明確となるよう、事件及び委任事項の記載が必要です。なお、従業員を代理人として選任することが認められるかはあっせん人の判断となります。

▶ 仲裁を申し立てる場合

- 仲裁合意書

【証拠資料／任意提出】

★いずれも 5部ずつ作成ください（※相手方が2名以上の場合は相手方の人数+4部）

次のような書類の写しを提出していただくと、審理がスムーズになります。

- カルテ 写真 電子メール, FAX, 手紙, 内容証明郵便等のやりとり